

燃料電池バス導入促進事業実施要綱

(制定) 令和3年5月24日付3環地次第108号

(改正) 令和4年6月20日付4環地次第209号

(改正) 令和4年10月12日付4産労産新第123号

(改正) 令和5年4月1日付4産労産新第329号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バスの普及を促進するために行う「燃料電池バス導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、乗車定員11人以上のもの
- 二 リース契約 燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池バスの使用料を貸主に支払う契約
- 三 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者
- 四 旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

(本事業の内容)

第3条 燃料電池バスを導入する者に対し、燃料電池バスの導入に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 地方公共団体

- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他知事が認める者

（助成対象バスの要件）

第5条 本助成金の交付対象となる燃料電池バス（以下「助成対象バス」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和3年5月24日から令和8年3月31日までの間の燃料電池バス（中古車を除く。）であること。
- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。
- 三 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- 一 助成対象バスの本体の購入に要する費用（以下「本体購入費用」という。）
- 二 第一号に関連する旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び納車に要する費用（以下「装備類費用」という。）
- 三 リース契約に含まれる車両本体価格、旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び納車に要する費用（以下「リース契約費用」という。（助成対象者が第8条第1項に掲げる要件を満たす場合のみ））

（本体購入費用及び装備類費用に対する助成金額）

第7条 本体購入費用に対する本助成金の交付額（以下「本体助成金額」という。）は、本体購入費用の $\frac{2}{3}$ の額から基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額とする。）を差し引いた額とし、5,000万円を上限とする。ただし、令和4年10月12日から令和6年3月31日の期間に限り、第5条第三号のただし書きに当てはまる場合は、本体購入費用から基準額を差し引いた額とし、8,650万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、本体購入費用について国補助等を併用して受ける場合において、国補助等の額が本体購入費用の $\frac{1}{3}$ の額を超える場合にあつて

は、都の本体助成金額は、前項の規定により算出した額から本体購入費用の1/3の額を超える国補助等の額を差し引いた額とし、5,000万円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号に掲げる要件を満たす場合にあっては、本体購入費用から本体助成金額及び国補助等を差し引いた額並びに装備類費用について、当該各号に掲げる額（以下「上乗せ助成金額」という。）を上乗せした額を上限とすることとし、上乗せ助成金額の合計の上限額は2,000万円とする。

一 本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内に、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上純増させる計画を策定し、その内容を記載した計画書（以下「導入計画書」という。）を提出した場合

助成対象者において導入済みの燃料電池バスの台数が10台に達するまでの純増分については導入実績1台につき2,000万円、11台目以降の導入分及び導入済みの燃料電池バスの更新分については導入実績又は更新実績1台につき1,000万円

二 東京都内の自らの営業所等に燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する定置式の設備（以下「定置式水素ステーション」という。）の整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合
2,000万円

（リース契約費用に対する助成金額）

第8条 リース契約費用に対する本助成金の交付額（以下「リース契約助成金額」という。）は、次の各号に掲げる要件に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 助成対象者が、導入計画書を提出した場合

リース契約費用の額とし、助成対象者において導入済みの燃料電池バスの台数が10台に達するまでの純増分については導入実績1台につき2,000万円、11台目以降の導入分及び導入済みの燃料電池バスの更新分については導入実績又は更新実績1台につき1,000万円を上限とする。

二 助成対象者が、東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合
リース契約費用の額とし、2,000万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、リース契約助成金額の合計の上限額は、2,000万円とする。

（実施体制）

第9条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する

出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

(1) 第9条第2項の基金を原資として、第7条及び第8条による助成金の交付等を行うこと。

(2) 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

4 公社は、第9条第3項(1)を実施するにあたっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

(実施期間)

第10条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和8年度までに行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年5月24日付3環地次第108号)

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日付4環地次第209号)

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則 (令和4年10月12日付4産労産新第123号)

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日付4産労産新第329号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。